

倫理規程制定20年シンポジウム ～倫理規程制定・改定の精神を次代に繋ぐための行動～

日本原子力学会 若手連絡会

(YGN : Young Generation Network)

若手連絡会長 川合康太 (三菱総合研究所所属)

何をYGN内で実施したのか

- ◆ YGN有志4名（電気事業者、大学教員、民間研究者、シンクタンク）で集まり、以下の内容について議論を実施。
 - 学生時代の倫理教育で学んだこと・印象
 - 業務で倫理を意識する瞬間
 - **学会の倫理規程をどのように我々として捉えていくのか**

学会の倫理規程をどのように捉えればよいか

日本原子力学会倫理規程1枚版

<p>日本原子力学会 倫理規程 (2021年5月改定)</p> <p>解説 日本原子力学会倫理規程は、日本原子力学会が、研究、開発、教育のさまざまな活動を実施するに当たり、会員一人ひとりが持つべき信念と言行の規範を定めたものである。会員は、本規程の知照し、受容し、実践する責任を負う。本規程は、各会員が自らの信念と行動を、常に自覚して実践する。本規程は、人間の尊厳の向上と地球環境の保全を目的として定められたものである。また、さまざまな活動が実施されるに当たり、しめ、どのような活動にも必ず互の利益の確保と倫理の尊重が求められる。会員は、自らの信念と行動が、社会の発展に資するものであることを、常に意識し、実践する責任を負う。本規程は、各会員が自らの信念と行動を、常に自覚して実践する。本規程は、人間の尊厳の向上と地球環境の保全を目的として定められたものである。また、さまざまな活動が実施されるに当たり、しめ、どのような活動にも必ず互の利益の確保と倫理の尊重が求められる。会員は、自らの信念と行動が、社会の発展に資するものであることを、常に意識し、実践する責任を負う。</p> <p>本規程は、日本原子力学会の法人および組織の倫理を対象としている。本規程がより多くの原子力関係者に共有され、本規程に則った行動がとられることが望ましい。このため、本規程は、本規程の精神を継承し、原力に即して自ら原力および組織の倫理に則った精神と行動規範を構築できることを目指し、本規程を、さらに、日本原子力学会が、社会の発展を通じて実践することを目的とする。</p>						
<p>1. 行動規範 会員は、人間の尊厳の向上と地球環境の保全に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。本規程に則った行動規範を構築し、実践する責任を負う。</p>	<p>2. 公衆の安全と健康の確保 会員は、公衆の安全と健康の確保を最優先とし、公衆の安全と健康の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>3. 真実性の確保 会員は、真実性の確保を最優先とし、真実性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>4. 誠実性の確保 会員は、誠実性の確保を最優先とし、誠実性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>5. 専門性の確保 会員は、専門性の確保を最優先とし、専門性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>6. 有用性の確保 会員は、有用性の確保を最優先とし、有用性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>7. 倫理文化の醸成 会員は、倫理文化の醸成を最優先とし、倫理文化の醸成に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>
<p>行動の手引 本規程の本文および付属書に基づき、日本原子力学会の倫理に則った行動規範を構築し、実践する責任を負う。本規程に則った行動規範を構築し、実践する責任を負う。</p>						
<p>1-1 原子力関係の高 本規程は、原子力関係の高を最優先とし、原子力関係の高に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>1-2 原子力関係の健全性の確保 本規程は、原子力関係の健全性の確保を最優先とし、原子力関係の健全性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>1-3 原子力関係の透明性の確保 本規程は、原子力関係の透明性の確保を最優先とし、原子力関係の透明性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>1-4 原子力関係の信頼性の確保 本規程は、原子力関係の信頼性の確保を最優先とし、原子力関係の信頼性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>1-5 原子力関係の持続性の確保 本規程は、原子力関係の持続性の確保を最優先とし、原子力関係の持続性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>1-6 原子力関係の国際性の確保 本規程は、原子力関係の国際性の確保を最優先とし、原子力関係の国際性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>1-7 原子力関係の地域性の確保 本規程は、原子力関係の地域性の確保を最優先とし、原子力関係の地域性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>
<p>2-1 原子力関係の健全性の確保 本規程は、原子力関係の健全性の確保を最優先とし、原子力関係の健全性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>2-2 原子力関係の透明性の確保 本規程は、原子力関係の透明性の確保を最優先とし、原子力関係の透明性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>2-3 原子力関係の信頼性の確保 本規程は、原子力関係の信頼性の確保を最優先とし、原子力関係の信頼性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>2-4 原子力関係の持続性の確保 本規程は、原子力関係の持続性の確保を最優先とし、原子力関係の持続性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>2-5 原子力関係の国際性の確保 本規程は、原子力関係の国際性の確保を最優先とし、原子力関係の国際性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>2-6 原子力関係の地域性の確保 本規程は、原子力関係の地域性の確保を最優先とし、原子力関係の地域性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>2-7 原子力関係の倫理性の確保 本規程は、原子力関係の倫理性の確保を最優先とし、原子力関係の倫理性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>
<p>3-1 原子力関係の健全性の確保 本規程は、原子力関係の健全性の確保を最優先とし、原子力関係の健全性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>3-2 原子力関係の透明性の確保 本規程は、原子力関係の透明性の確保を最優先とし、原子力関係の透明性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>3-3 原子力関係の信頼性の確保 本規程は、原子力関係の信頼性の確保を最優先とし、原子力関係の信頼性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>3-4 原子力関係の持続性の確保 本規程は、原子力関係の持続性の確保を最優先とし、原子力関係の持続性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>3-5 原子力関係の国際性の確保 本規程は、原子力関係の国際性の確保を最優先とし、原子力関係の国際性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>3-6 原子力関係の地域性の確保 本規程は、原子力関係の地域性の確保を最優先とし、原子力関係の地域性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>3-7 原子力関係の倫理性の確保 本規程は、原子力関係の倫理性の確保を最優先とし、原子力関係の倫理性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>
<p>4-1 原子力関係の健全性の確保 本規程は、原子力関係の健全性の確保を最優先とし、原子力関係の健全性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>4-2 原子力関係の透明性の確保 本規程は、原子力関係の透明性の確保を最優先とし、原子力関係の透明性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>4-3 原子力関係の信頼性の確保 本規程は、原子力関係の信頼性の確保を最優先とし、原子力関係の信頼性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>4-4 原子力関係の持続性の確保 本規程は、原子力関係の持続性の確保を最優先とし、原子力関係の持続性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>4-5 原子力関係の国際性の確保 本規程は、原子力関係の国際性の確保を最優先とし、原子力関係の国際性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>4-6 原子力関係の地域性の確保 本規程は、原子力関係の地域性の確保を最優先とし、原子力関係の地域性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>4-7 原子力関係の倫理性の確保 本規程は、原子力関係の倫理性の確保を最優先とし、原子力関係の倫理性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>
<p>5-1 原子力関係の健全性の確保 本規程は、原子力関係の健全性の確保を最優先とし、原子力関係の健全性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>5-2 原子力関係の透明性の確保 本規程は、原子力関係の透明性の確保を最優先とし、原子力関係の透明性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>5-3 原子力関係の信頼性の確保 本規程は、原子力関係の信頼性の確保を最優先とし、原子力関係の信頼性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>5-4 原子力関係の持続性の確保 本規程は、原子力関係の持続性の確保を最優先とし、原子力関係の持続性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>5-5 原子力関係の国際性の確保 本規程は、原子力関係の国際性の確保を最優先とし、原子力関係の国際性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>5-6 原子力関係の地域性の確保 本規程は、原子力関係の地域性の確保を最優先とし、原子力関係の地域性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>5-7 原子力関係の倫理性の確保 本規程は、原子力関係の倫理性の確保を最優先とし、原子力関係の倫理性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>
<p>6-1 原子力関係の健全性の確保 本規程は、原子力関係の健全性の確保を最優先とし、原子力関係の健全性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>6-2 原子力関係の透明性の確保 本規程は、原子力関係の透明性の確保を最優先とし、原子力関係の透明性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>6-3 原子力関係の信頼性の確保 本規程は、原子力関係の信頼性の確保を最優先とし、原子力関係の信頼性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>6-4 原子力関係の持続性の確保 本規程は、原子力関係の持続性の確保を最優先とし、原子力関係の持続性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>6-5 原子力関係の国際性の確保 本規程は、原子力関係の国際性の確保を最優先とし、原子力関係の国際性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>6-6 原子力関係の地域性の確保 本規程は、原子力関係の地域性の確保を最優先とし、原子力関係の地域性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>6-7 原子力関係の倫理性の確保 本規程は、原子力関係の倫理性の確保を最優先とし、原子力関係の倫理性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>
<p>7-1 原子力関係の健全性の確保 本規程は、原子力関係の健全性の確保を最優先とし、原子力関係の健全性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>7-2 原子力関係の透明性の確保 本規程は、原子力関係の透明性の確保を最優先とし、原子力関係の透明性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>7-3 原子力関係の信頼性の確保 本規程は、原子力関係の信頼性の確保を最優先とし、原子力関係の信頼性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>7-4 原子力関係の持続性の確保 本規程は、原子力関係の持続性の確保を最優先とし、原子力関係の持続性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>7-5 原子力関係の国際性の確保 本規程は、原子力関係の国際性の確保を最優先とし、原子力関係の国際性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>7-6 原子力関係の地域性の確保 本規程は、原子力関係の地域性の確保を最優先とし、原子力関係の地域性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>	<p>7-7 原子力関係の倫理性の確保 本規程は、原子力関係の倫理性の確保を最優先とし、原子力関係の倫理性の確保に資する活動を実施し、社会の発展に資する責任を負う。</p>

当日の議論抜粋



倫理規程には熟慮された内容が書かれていますが、これを遵守できれば、不祥事は防げるのか。

通常においては問題ないが、成果物を上司や周囲から求められた結果、本人も望まない倫理規程違反を犯してしまうのではないかと。

自身の職場の倫理規程を主として遵守すべきであり、学会の倫理規程の位置付けは何か。

倫理規程を読むだけでは自分事として理解できず、議論していく場が必要ではないかと。



出所) 日本原子力学会倫理規程 (2021年5月改定)、2022年9月閲覧
http://www.aesj.or.jp/ethics/02_02_241_21/0006.pdf

YGNとして「倫理」をテーマとした勉強会を今年度内に開催し、様々な不祥事をケーススタディとして自分ごと化を行い、継続的な学びを実施していく。

倫理規程制定20年シンポジウム～倫理規程制定・改定の精神を次代に繋ぐための行動～